

日 程	平成 29 年 5 月 15 日(月)～17 日 (水)
視 察 先 及 び 調 査 項 目	埼玉県 毛呂山町 (15 日 : 14 時 15 分～16 時 15 分) ・都市計画制度について 都市計画マスタープランについて 立地適正化計画について
	埼玉県 春日部市 (16 日 : 10 時 00 分～12 時 00 分) ・浸水・治水対策について 新方川・会之堀川流域における浸水被害軽減プランについて
	静岡県 浜松市 (17 日 : 10 時 00 分～12 時 00 分) ・浸水・治水対策について 安間川の流域における 100 mm/h 安心プランについて ・道路整備について 浜松市みちづくり計画について 道路施設の長寿命化等の取り組みについて
参加委員	桐野正明委員長、松田弘幸副委員長、伊田悦子委員、岸田圭一郎委員、 福村暉史委員、西村正之委員

調 査 概 要

◎埼玉県 毛呂山町

対応者：毛呂山町議会議長、副議長、生活福祉常任委員会委員長、  
まちづくり整備課職員、毛呂山町議会事務局長

1 都市計画マスタープランの概要について

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、市町村の創意工夫により、民意を反映しながら策定する計画である。毛呂山町では、平成 9 年度の策定を経て、目標年次である概ね 20 年が経過し、少子高齢化の急速な進行や人口減少社会の到来など、まちを取り巻く社会・経済環境の変化により、まちづくりの目指すべき方向性は大きな転換期を迎えており、その課題に対応するため、「輝く緑 輝く瞳 輝くまち もろやま」を将来都市像とし、里山の環境を活かした都市基盤や活力と夢のある産業のまちを創ることを目指し、持続的に魅力あるまちづくりを推進している。

2 毛呂山町立地適正化計画について

平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の改正により、市町村が作成できることとなった立地適正化計画は、都市計画マスタープランの市街化区域特化版と言えるもので、人口減少や税収減に耐えうる持続可能な都市経営の実現、中心市街地の魅力向上による人口減少トレンドの鈍化、多世代が居住しやすい環境の創出を目的として、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、生活サービス機能の向上を図っている。



### 3 具体的な取り組みについて

- ・ 市街地の空き家対策については、高齢化率が高いため、空き家が増加する区域を重点区域として定めている。
- ・ 4つの市街地区域内のうち、診療所、保育所、スーパーマーケット等のない目白台地区への都市機能誘導を図っている。
- ・ 公共交通機関のない市街地と駅を持つ市街地のバス路線の誘致を図っている。
- ・ 老若男女のニーズを満たす機能誘導で消費の拡大を図っている。
- ・ 東洋大学と連携し、空き家対策事業など若者の意見を取り入れ、空き家の活用促進を図っている。

### 4 計画に係る課題について

- ・ 住民・事業者・行政それぞれのプレイヤーが、確実に揃いつつあるが、この三者を取りまとめる者が欠けている。
- ・ 空き家のリノベーションなどの小さい事業を通じて、三者を束ねる者の育成を目指していきたい。

### 5 主な質疑

- ・ 地域住民自らが地域力を高めて行くための行政のバックアップについては、東洋大学との連携において、若者がまちを歩くことで、空き家対策だけでなく、地域や高齢者が元気になり、まちが活性化する。大学との連携を継続するには、研究費等の予算が厳しい中であるので、職員の熱意にもかかっているとのこと。
- ・ 空き家対策において、一軒の空き家のスペースが狭く、利用しにくい場合については、隣を合わせて利用できるよう工夫しているとのことであった。

## ◎埼玉県 春日部市

対応者：春日部市建設部長 河川課職員、議会事務局長

### 1 新方川・会之堀川流域における浸水被害軽減プランの概要について

対策対象地域は、2河川に囲まれて水が溜まりやすい地形であり、河川の勾配も緩やかであることから雨が流下できず、内水氾濫が発生要因とする浸水被害が続く現状の中、河川と下水道による一体的整備が取り組まれている。

そこで、平成28年度から10年間を計画期間とする新方川・会之堀川流域における浸水被害軽減プランを国の100mm/h安心プランに登録し、平成20年8月降雨と同規模降雨に対して、床上浸水被害の解消と浸水エリアの縮小を目的として、国・県・市が連携を図り、河川・下水道事業を進めることで、被害の軽減効果を早期に実現し、安心・安全な生活環境の構築を図っている。



住民主体によるハザードマップ作成

春日部市による地下貯留施設、ポンプ場の整備、地域や民間による雨水浸透施設や調整池などのハード事業対策を実施し、ソフト事業としては、危険情報周知（公助）

によって、地元自治会や自主防災組織による水防活動強化や水害対策（自助、共助）の取り組みの拡大が図られるなど、住民との協働によって推進されているが、より効果を上げるためには、今後、現場の実情に合った整備を推進していくことが必要であるとのことであった。

## 2 主な質疑

- ・ 勾配がない状況で内水をどのように川に放流しているのかについては、勾配を付け、暗渠化した水路があり、ポンプも活用して毎秒 200 トンの水を江戸川に排水しているとのこと。
- ・ 民間の雨水浸透施設整備への行政の支援については、500 m<sup>2</sup>以上の開発行為は、春日部市、1 ha 以上の開発行為は、埼玉県において支援しているとのこと。
- ・ 春日部市の浸水被害軽減プランで、対象とする降雨量を最大時間雨量 89 mm に設定した理由については、台風時ではなく、近年にみられる集中豪雨があったときの時間当たりの最大降雨量に設定していること。
- ・ 貯水施設の土地については、現在では公園やグラウンドを考えているとのことであった。

## ◎静岡県 浜松市

対応者：土木部道路企画課企画グループ長、河川課グループ長、河川課グループ主任、道路保全課保全グループ長、道路保全課橋梁グループ長、浜松市議会事務局調査法制課長、調査法制グループ主任

### 1 浸水・治水対策について

#### (1) 安間川流域における 100 mm/h 安心プランの概要等について

平成 25 年 9 月 4 日、市内を流れる安間川流域における浸水被害軽減プランとして、浜松市及び河川管理者、下水道管理者等が主体となり、計画的な流域治水対策の推進を図るものとして、国の 100 mm/h 安心プランに登録された。

このプランは、従来の計画降雨量を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民（団体）や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取り組みを定めたもので、登録した地域については、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することにより、計画的な流域治水対策の推進が図られている。

#### (2) 安間川流域の概要等について

安間川流域では、過去から多くの浸水被害に見舞われ、近年、平成 10 年 9 月洪水でも床上 21 戸、床下 107 戸の浸水被害が発生しており、近年では、局地的豪雨の顕在化、甚大な水害が多発している。この流域は、地形的要因により河川への排水が困難であり、河川改修だけでは効果が乏しい地域となっている。

また、加えて、市街地の拡大により流域の市街化が進み、流出量が増大しており、都市化の進展等により、河川改修に多大な費用と時間を要し、浸水危険度も増大している。

### (3) 安間川流域の総合的な治水対策の取り組みについて

安間川流域の治水対策については、静岡県・浜松市・住民代表からなる「安間川遊水地整備対策協議会」で検討し、関係機関が対策を実施している。

取組内容としては、河川整備計画に基づく河川改修及び下水道事業との連携による内水被害対策を推進し、想定を超える豪雨に対し、防災情報の提供等のソフト施策により被害軽減を図り、戦略的・効果的な対策を実施していること。また、関係機関・住民代表による定期的な進捗管理をされており、対策効果の早期発現に向けた進捗管理を行っている。

### (4) 安間川流域の治水対策の効果について

期間内に関係機関が対策を実施することにより、対象とする降雨と同規模の降雨に対して、流域で床上浸水被害を概ね解消できる。

### (5) 主な質疑

治水対策の課題としては、浜松市や静岡県の行政だけで実施できる事業ではないため、住民もいっしょになった協議会の設置において、三者で歩調を合わせることが重要となるとのことであった。

## 2 道路整備について

### (1) 浜松市のみちづくり計画の概要等について

“新市をきずく・新市をまもる・新市をはぐくむ”この3点の方針のもと、平成19年から28年の達成状況や近年の“みちづくり”を取り巻く様々な背景を踏まえて、次期「浜松市のみちづくり計画」（平成29年～39年）を作成している。

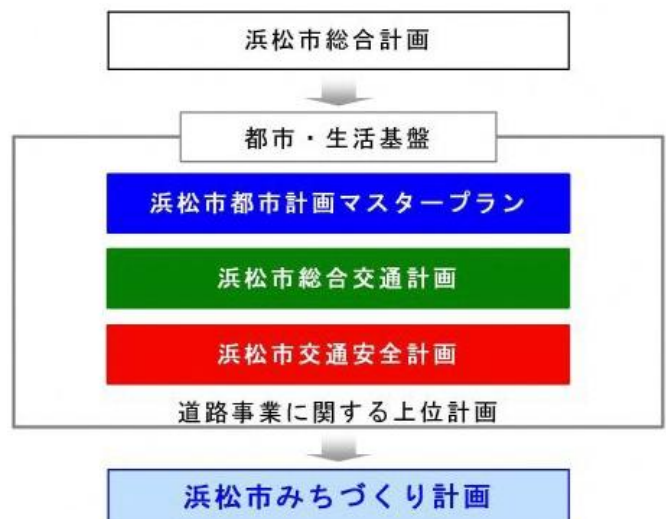
※ “みちづくり”を取り巻く様々な背景

- ・新東名高速道路の開通 ・道路の老朽化の進行 ・三遠南信自動車道の開通
- ・交通弱者の交通事故の増加 ・人口減少・高齢化の進展 ・自然災害の頻発
- ・南海トラフ巨大地震への備え 等

### (2) 浜松市のみちづくり計画の平成28年度末での達成状況等について

市民アンケート調査結果において、「快適な道路網の整備の満足度」は、目標45%以上に対し、29.1%。

「身近な生活道路の満足度」は、目標45%以上に対し、27.5%。「緊急輸送道路指定区間の橋りょう（橋長15m以上）の耐震化」は、目標77%以上に対し、68%。「浜松市における人身事故件数」は、目標8,300件以下に対し、8,376件。いずれも目標を下回ったため、財源の確保、施設整備の台帳整理を行いながら、今後の課題として取り組むこととしている。



### (3) 道路施設の長寿命化等の取り組みについて

浜松市では、安全で安心な道路施設を提供するとともに、計画的・効率的に維持管理を行い、管理する道路施設の長寿命化を図るため、点検、修繕等に関する方針、マニュアル等を策定し、取り組みを進めている。

道路橋の管理目標と維持管理は、限られた予算等の制約下で行うため、道路橋の重要度（優先度順に3つに区分けレベルA～レベルC）と維持管理指標（健全・予防保全段階・早期措置段階・緊急措置段階）に基づく優先度を設定し、維持管理の適正化を図っている。

### (4) 道路施設の長寿命化等に係る取り組みの「課題」について

浜松市では、道路延長 8,482 km、橋梁 5,883 橋、横断歩道橋 52 橋、トンネル 46 施設などの膨大な施設の適切な維持管理費の確保やデータベースによる一元管理及び可視化の施設台帳整理、点検、修繕など、適正に行っていくために必要な土木技術職員の育成及び確保を課題としている。

また、修繕箇所が見つかっていても予算の関係上、すぐに取り掛かれない箇所もあり、点検による修繕がスムーズに出来るまでには、一定の年数を必要とすることを課題としている。